

浜松市強い農業づくり事業（先進技術取組加算）審査要領

（目的）

第1条 この要領は、浜松市強い農業づくり事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条に定める審査（以下「審査」という。）を適正に行うため、必要な事項を定める。

（構成）

第2条 審査委員会は、以下に定める委員で構成する。

浜松市産業部農林水産担当部長、産業部次長、農業水産課長、中央卸売市場長、食肉地方卸売市場長、農業振興課長、農地整備課長、農地利用課長、林業振興課長

2 委員長は、産業部農林水産担当部長が務める。

3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

4 審査委員会事務局は、農業振興課が務める。

（開催）

第3条 審査委員会は、委員長が招集し、統括する。

2 委員長は、必要があると認める場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（審査方法）

第4条 審査は、書類審査及びヒアリング審査とし、別記「審査基準」に基づき採点により採択を決定する。

2 審査方法は、次のとおりとする。

（1）書類審査は、事業提案書（様式 - 1号）のほか、提出された関係書類により行う。

（2）ヒアリング審査は事業実施主体による事業説明及び質疑応答により行う。

（その他）

第5条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年3月24日から施行する。

別記 「審査基準」

1 審査項目及び配点

項目	具体的内容	得点	審査の観点	配点
新規性の有無	従来の技術等の延長ではないか。	30	・産地（生産現場）に必要な技術を明確にし、現状から進化した取組みを実施しようとしているか。また、従来の技術と比較して、効果が大きく、先進性・優位性があるか。	30
産地競争力の維持向上に対する効果	先進技術を導入することにより、産地競争力の強化が期待できるか。	30	・先進技術の導入により産地競争力の維持向上に繋がる省力化・軽労化への効果が期待できるか。	20
			・農業従事者減少が見込まれる中、農業の生産性を維持向上させることが期待できるか。	10
農畜産物の価値又は認知度向上への効果	先進技術を導入することにより作物の価値または認知度向上の効果が期待できるか。	10	・市の農畜産物のブランドの向上に有益で、浜松市の農業発展のために行うべき事業として認められるか。	10
補助金の公益性	事業に投下した補助金がいかに農業の振興に寄与する事業か。また、地域、市民の利益につながる事業か。	30	・地域産業の活性化に効果が得られる内容か。	10
			・先進技術の導入に対し、それに投資するだけの市の農業産出額への影響が見込まれるか。	10
			・環境に配慮された取組となっているか。	10

2 採点

採点については、各委員が下記の評価内容を審査項目ごとに判断し採点する。

評価内容	採点算出	採点		
		30点満点	20点満点	10点満点
高く評価できる	配点 × 100%	30点	20点	10点
評価できる	配点 × 80%	24点	16点	8点
普通（標準）	配点 × 60%	18点	12点	6点
あまり評価できない	配点 × 40%	12点	8点	4点
全く評価できない	配点 × 0%	0点	0点	0点

3 採択基準

- 審査委員の採点を合計し、審査委員数で除したものを評価点とする。
- 評価点の採択基準のボーダーラインは、60点（100点満点）とする。
ただし、予算や得点の状況を勘案し、審査委員長と浜松市（農業振興課）で調整することができるものとする。
- 審査項目のうち1人でも「0：全く評価できない」がある場合は、その意見を聴取し、必要に応じて、補助金申請に係る条件を付すことができる。
- 提案者との間に利害関係が認められる委員がいた場合は、審査委員長と浜松市（農業振興課）で協議の上、その委員は当該提案の採点は行わないものとする。